

令和2年9月23日

令和2年第4回野洲市議会

定例会 発議書関係資料

野洲市議会

野洲市議会傍聴規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第3条 【略】</p> <p>(傍聴券)</p> <p><u>第4条 【略】</u></p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p><u>第5条 【略】</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p><u>第6条 【略】</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p><u>第7条</u> 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p><u>(5) 携帯電話その他音声を発する機器を使用(携帯電話にあっては、通信機能の使用に限る。)しないこと。</u></p> <p>(6) 【略】</p>	<p>第1条～第3条 【略】</p> <p><u>(傍聴の手続)</u></p> <p><u>第4条</u> 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対して、所定の場所で自己の住所、氏名、連絡先の記載を求めることができる。</p> <p>(傍聴券)</p> <p><u>第5条 【略】</u></p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p><u>第6条 【略】</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p><u>第7条 【略】</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p><u>第8条</u> 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p><u>(5) 携帯電話その他の通信機器を使用しないこと。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) 【略】</p> <p><u>(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)</u></p> <p><u>第9条</u> 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影、録音等を</p>

(係員の指示)

第8条 【略】

(傍聴人の退場)

第9条 【略】

(違反に対する措置)

第10条 【略】

(委員会の傍聴への準用)

第11条 第2条から前条までの規定は、野洲市議会委員会条例（平成16年野洲市条例第185号）に規定する委員会の傍聴について準用する。この場合において、第3条中「一般席、車いす席及び報道関係者席を合わせて、50人とする」とあるのは「委員長又は分科会の会長が別に定める」と、第4条第1項、第6条第2項から第4項までの規定、第7条第6号、第9条及び前条中「議長」とあるのは「委員長又は分科会の会長」と、第5条中「議場」とあるのは「委員会又は分科会の会議の区域」と、第7条第1号及び第7号中「議場」とあるのは「委員会又は分科会」と読み替えるものとする。

【改正履歴】

平成21年議会規則第2号

平成25年議会規則第1号

してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 【略】

(傍聴人の退場)

第11条 【略】

(違反に対する措置)

第12条 【略】

(委員会の傍聴への準用)

第13条 第2条から前条までの規定は、野洲市議会委員会条例（平成16年野洲市条例第185号）に規定する委員会の傍聴について準用する。この場合において、第3条中「一般席、車いす席及び報道関係者席を合わせて、50人とする」とあるのは「委員長又は分科会の会長が別に定める」と、第4条、第5条第1項、第7条第2項から第4項までの規定、第8条第5号ただし書、第9条ただし書、第11条及び前条中「議長」とあるのは「委員長又は分科会の会長」と、第6条中「議場」とあるのは「委員会又は分科会の会議の区域」と、第8条第1号及び第6号中「議場」とあるのは「委員会又は分科会」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

